はんげんぱつ新聞を読んでみませんか

●毎月１回発行●
Ｂ４判４ページ
年間3000円

『はんげんぱつ新聞』は、全国各地の反原発・脱原発の運動をつなぐ交流紙です。全国各地・世界各国からのホットな運動の報告のほか、一カ月間の主な動きをまとめた「月間情報」、わかりやすくタイムリーな「反原発講座」、「エネルギー情報」、「DATA BOX」などを毎号掲載しています。

ぜひ、お手にとってご一読下さい。はがきでお申し込みいただければ、すぐに見本紙をお送りいたします。

反原発運動全国連絡会
〒162-0065 東京都新宿区住吉町8-5 曙橋コーポ2階B
TEL&FAX03(3357)3810　郵便振替00190-5-12484
http://www.hangenpatsu.net

(1)　反原発新聞　第389号　2010年8月20日【毎月1回20日刊／1部250円／年間予約購読3000円】1978年11月27日第三種郵便物認可

反原発新聞
はんげんぱつ新聞
第389号　2010.8

●大間原発裁判を提訴……2面
●放射食品はいらない……2面
●プルサーマル計画の進捗状況……3面
●九州住民運動合宿……4面
●講座：核発絶に向けて…4面
●政策大綱見直しに動き…4面

反原発運動全国連絡会　〒162-0065 東京都新宿区住吉町8-5 曙橋コーポ2階B　TEL&FAX03(3357)3810　郵便振替00190-5-12484
http://www.hangenpatsu.net/

志賀1号機でプルサーマル
北陸電力の暴挙を許す

ストップ・プルサーマル・北陸ネットワーク

6月28日、北陸電力は石川県と志賀町に対し志賀原発1号機でのプルサーマル（北電によれば「ウラン燃料のリサイクル」）実施の事前了解願いを提出した。「ストップ・プルサーマル・北陸ネットワーク」は、きっそく翌日に北電本店に、7月1日には石川県に、「申入れ撤回」と「実施の了解をしないよう」要請した。

2006年3月、金沢地裁が志賀2号機の運転差止め判決を出した後、営業運転を始めたばかりの2号機タービン損傷事故、翌年には1号機の臨界事故隠し発覚、直後に能登半島地震発生と、プルサーマルの申入れどころではなかった北電だが、昨年ようやく2号機が稼働するようになった。とはいっても、2号機

六ヶ所村周辺の放射能汚染

永田文夫

[永田文夫さん]
岩手県高等学校教職員組合公害・環境調査委員会委員。三陸の海を放射能から守る岩手の会世話人。工業高校在職中は生徒とともに環境や湖沼の科学調査を行なう。新日本製鐵釜石製鉄所の公害問題などを追及。日本アイソトープ協会滝沢村RMC放射線監視委員会委員。

昨秋、青森県六ヶ所村駒の調査井戸2ヵ所のうち1ヵ所の水から日本最高度のストロンチウム90が出された。文科省のデータベースにある過去20年水2078サンプルとしてみると、その平均約8倍、最高濃度（福島教育市猪が池の倍で統計的にも異常値で）ことがわかった。地「尾駮地区の井戸水ンチウムの濃度が平

(1)　反原発新聞　第388号　2010年7月20日【毎月1回20日刊／1部250円／年間予約購読3000円】1978年11月27日第三種郵便物認可

反原発新聞
はんげんぱつ新聞
第388号　2010
上関原発計画反対特集

●各地からの便り……3

反原発運動全国連絡会　〒162-0065 東京都新宿区住吉町8-5 曙橋コーポ2階B　TEL&FAX03(3357)3810　郵便振替00190-5-12484
http://www.hangenpatsu.net/

上関原発計画地では今

かみのせき

原発はごめんだヒロシマ市民の会　清田一成

上関原発の計画が、反対運動の粘いなります。建設計画を進める中国電力は、多対の声を無視し、多額ばらまきと強い権力を上関住民を真二つに分きました。

しかし、予定地の正面む祝島の人たちの約9「海は売らない」「自然を「海は売らない」の強い意たい」と、漁業補償金の取りを拒否し続けています取得したいとしている土地中国電力が原発建設のため60万㎡のうち約20%は反派のものです。

原子力発電所を建設するためには、敷地51万㎡のうちの海面14万㎡を埋め立てなければなりません。山口県に公有水

祝島（いわいしま）への共感

原　康司

ここ数年での上関原発反対、そして祝島への支援と賛同の動きは急速な広がりを実感として感じています。特に若者をはじめとした、組織や団体に属さない自分なりの新しい活動には新鮮さと希望を感じています。

彼らの多くは、祝島の人々が古くから営んできた、海や自然と共存する豊かで自然的な暮らしに共感

[原康司さん]
シーカヤックガイド、自然学校を主宰。ピースウォーク山口共同代表。1972年、山口県生まれ。2005年頃からシーカヤックに乗り、祝島清民の行なう海上行動に参加。09年9月から続く上関原発建め立てに抗議する座海行動にカヤック隊として活動している。

(1)　反原発新聞　第387号　2010年5月20日【毎月1回20日刊／1部250円／年間予約購読3000円】1978年11月27日第三種郵便物認可

反原発新聞
はんげんぱつ新聞
第387号　2010.6

●柏崎刈羽１号再開強行…2面
●トラブル続く再開「もんじゅ」……2面
●川内３号ヒアリング……3面
●東京で上関問題シンポ…3面
●RIスソきり法案成立…4面
●講座：島根訴訟判決……4面

反原発運動全国連絡会　〒162-0065 東京都新宿区住吉町8-5 曙橋コーポ2階B　TEL&FAX03(3357)3810　郵便振替00190-5-12484
http://www.hangenpatsu.net/

島根原発差し止め訴訟
11年に及ぶ原告らの思い踏みにじる
不当判決

原告　芦原

なかったはずの「活断層」が島根原発のわずか2キロ先で確認されて以来、私たち住民は、11年間にわたって島根原発の運転差し止めを求めて争ってきました。5月31日に松江地裁で迎えた判決は、不当にも私たち住民の願いを踏みにじる「棄却する」というものでした。

当日は、反原発新聞総会開催（30日）に合わせて全国から駆けつけてくださった皆様もあわせ、60名の傍聴者と共に判決を聞くこととなりました。裁判長からの「棄却」という一言に、原告・傍聴者一同、怒りを覚えました。読み上げられた「判決要旨」を聞くと、その根拠は、新耐震指針、バックチェックルール、保安院指示事項、安全審査の手引きは現時点における最新の科学的・専門的技術的知見を反映したもので、その範疇に収まる手法、知見を用いていれば

閉鎖いはないとし、被告の中国電力は、これらに基づき資料や根拠を示しており問題はないといいます。何のことはない、国が示した判断をそのまま鵜呑みにしただけで、司法の役目を果していません。

私たち原告は、放射性物質を扱う原子力発電の耐震性を問題にするからこそ、活断層や地震動評価については、最大限安全側に評価しなければならないとして、被告が行なった活断層評価

弁護士として住民として

水野彰子（あやこ）

[水野彰子さん]
弁護士。愛知県豊橋市出身。上智大学法学部卒。学生時代からエコロジーや遺正技術に関心を持ち、アジア井戸端会で活動していた。1996年に東京の共同法律事務所から独立して島根県松江市に「松江森の風法律事務所」を開く。県弁護士会副会長・公害対策環境保全委員長。

東京では反核燃二万人訴訟などに参加し、松江では、きょう判決が出た島根原発の差し止め訴訟を担当しました。

島根原発の裁判では、地元住民の一人として、「原発の近くに活断層がある、私たちの生活の安全のためには、その評価にごまかしがあってはならない」という思いでやってきました。

きょうの判決は、安全性を審査する基準として国が定めたものだけが最新の科学的知見であるとの判断

置許可当時、「なぜ、活断層について、国の評価が、枠組みに則った、きわめて不当なものです。裁判では地元の、それも第一線の学者が科学的な批判をしてくれました。まさに最新の科学的知見が示されたのです。ところが、それは最新の知見として認められないという。断言を避けた学者の良心的発言を逆手にとって、「立証できていない」とする判決は、とてもやるせない。

一方で、判決は、あくまで現時点での判断であって、将来的にはさらに新たな知見によって、それが誤りだったとされる可能性があると、指摘しています。そもそも島根原発では、設

10キロ、22キロとてきました。判決までの被告の調査全審査は、不十分と述べています。

このような経緯で、将来的に新現在の知見では22地元住民は安心していけるのでしょうか。

とはいえ、島根活断層評価を逆手に国の耐震設計審査断層調査の手引き論に反映されてきます。まさに議論の渦中で、

ました活断層評価変動地形学に基論、標準的な地の手法を用いて起きた鳥取県西県柏崎で起きた きない実態を奉の耐震安全性がないことを主張した。被告の主し、これほど現判決を出す司法覚えます。